

# り災証明書・被災証明書の申請受付のお知らせ

## 【住居に被害があった方：り災証明書】

り災証明書を申請することができます。そのためには、被害にあった住居や物品について、片付けたり捨てたり修理する前の状況を写真に撮っておいてください。写真の撮り方は、イメージ図をご参考ください。

## 【住居に被害がなく、住居以外の家屋や車、家財等々だけに被害があった方：被災証明書】

被災証明書を申請することができます。そのためには、被害にあったものについて、片づけたり捨てたり修理する前の状況を写真に撮っておいてください。写真の撮り方は、イメージ図を参考にしてください。

## 【申請受付開始日及び受付場所】

◆受付開始日／8月15日（月）午前8時30分～ ※土日祝日を除きます。

◆受付場所／役場町民税務課「5番窓口」 【申請の際は、写真（データも可）をご持参ください。】

## 家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から、り災証明書等を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

**ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。**

### 家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。  
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。

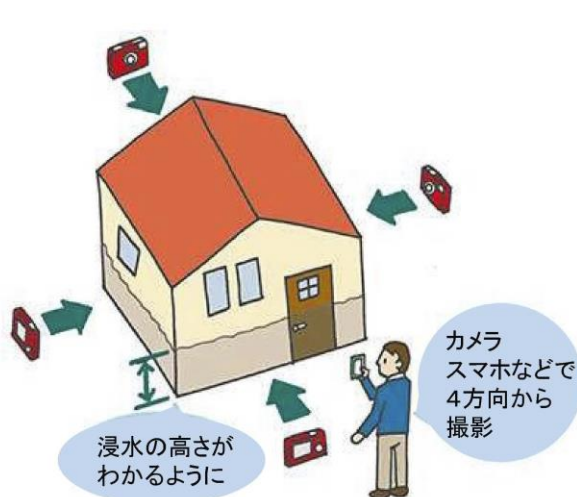
### 家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、  
①被災した部屋ごとの全景写真  
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。

<想定される撮影箇所>

内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

## <イメージ図>



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。

